

特集Ⅱ

令和4年度 税制改正大綱の 注目すべき論点

野村資産承継研究所 名誉顧問：品川 芳宣

税理士・公認会計士：村上 裕樹

公認会計士：八木 健裕

竹川 靖之

公認会計士：藤井 貴子

目次	
1 令和4年度税制改正大綱の概要と論点	18
2 法人課税関係	27
(1) 企業の賃上げを促進する税制等（資本金1億円超の大法人等）～人材確保等促進税制の大幅な見直し～	27
(2) 企業の賃上げを促進する税制（中小企業者等）～所得拡大促進税制の大幅な見直し～	31
(3) 特定税額控除規定の不適用措置の見直し	34
(4) 企業の完全子法人株式等の配当等に係る源泉徴収の見直し	35
(5) 建設用足場・ドローン等の少額減価償却資産等を利用した税負担軽減（課税繰り延べ）スキームへの対応	36
(6) 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法等の見直し	38

目次	
3 金融所得課税関係	40
(1) 上場株式等の大口株主要件の見直し	40
(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し	43
4 資産課税関係	44
(1) 財産債務調査制度等の見直し	44
(2) 法人版事業承継税制の特例制度における特例承継計画の提出期限延長	47
5 住宅取得関係等	49
(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の見直し	49
(2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し	52
(3) 土地に係る固定資産税の負担調整措置の特例	53

1 令和4年度税制改正大綱の概要と論点

(1) はじめに

岸田内閣の発足、衆議院選挙とあわただ

しい政治日程が続いたため、与党の令和4年度税制改正大綱（以下「税制改正大綱」という。）は、当初、例年よりも相当遅れて公表されるのではないかと危惧された。しかし、税制改正大綱は、例年のように令

和3年12月10日に公表された。このような早めの結着は、政治的にもめるような案件は先送りしたものと考えられるが、現に、改正内容も、事前に新聞報道されていたものに限られ、それも小粒な改正事項に留まった。もっとも、それら改正事項の中でも、今後、立法当局が本格的に取り組もうとしている事項が頭出しをしており、「税制改正の基本的考え方」及び「検討事項」では、今後の重要な改正事項が指摘されている。したがって、それらの事項についても、十分に留意する必要がある。以下、税制改正大綱の概要とその論点について説明する。

(2) 令和4年度税制改正大綱の特徴

イ 政局の影響

「税制は政治なり」という言葉がある。これは、どのような税制にするかは、必ず国民間の利害が一致せずあるいは対立するものであるから、間接民主主義の下では国民から選出された政治家にその判断を委ねざるを得ないことを意味している。その政治が、令和4年度税制改正を検討する直前において、岸田内閣の発足、衆議院選挙と大きく揺れ動いた。加えて、来年には、参議院選挙を控えているということで、長期的な税制のあり方を見据えた審議をし難いという政治的環境がある。その上、コロナ禍の中で、異例の大型補正予算の成立を期さねばならないという事情もあった。

このような政局の影響は、例えば、岸田首相が、当初、金融所得課税の改正の必要性を指摘したが、当該課税の強化が反対意見を惹起し、成長のための投資意欲を殺ぐこと等を恐れたのか、早々にその主張を取り止めたことにも表れている。その他の各

論についても、国民の利害関係が大きく対立するものや政治的に問題化し易い事項については、税制改正大綱の中で頭出しされているものの、具体的な検討は先送りされている。

ロ 成長と分配の好循環

岸田内閣は、未来を見据え、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに、新しい資本主義の実現に取り組むことにしている。その「成長と分配の好循環」を図るべく、まず、分配の刺激策として、後述するように、いわゆる賃上げ税制を税制改正の大きな目玉とした。確かに、賃上げ減税は、我が国の企業がとかく将来に備えた内部留保を重視することに、何らかの牽制効果を与えることになろう。しかし、問題は、成長である。近年の我が国の経済成長は、OECD諸国の中で最低水準に留まっているが、これを立て直すためには、税制以外の抜本的改革を必要としている。

ハ 資産課税への対応

今回の税制改正の中で注目された資産課税関係では、金融所得課税と相続税・贈与税の一体化である。いずれも、資産課税の中でとかく注目される格差是正と富の再分配の見地から重視されがちである。金融所得課税については、所得税の最高税率が55%の中で、配当等の分離課税率が20.315%にあることに、富裕層（高額所得者）優遇ではないかとの批判はある。しかし、金融所得課税の対象となる投資家の所得階層（所得税の累進税の適用状況）が明確に分析されているわけではなく、また、経済の「成長」に必要な「投資」への意欲へ影響することを考慮する必要があるのも、もう

少し、慎重な検討を要する課題ではある。その点では、今回の税制改正大綱が検討課題としたことは、妥当であったと考えられる。

また、相続税・贈与税の一体化（中立化）構想は、昨年の令和3年度税制改正大綱において検討事項として取り上げられ、令和3年中における国民の資産対策の中で最も話題を提供した事項ではある。しかし、これも、後述するように、今回の税制改正大綱においても検討課題とされたが、今後とも国民的関心事であることには変りはない。それらの問題点については、後述する。

二 法人版事業承継税制

平成30年度税制改正で鳴り物入りで導入された非上場株式等の納税猶予の特例制度は、当初予想されたよりは適用件数が伸びていない。そして、この1年、中小企業の事業承継に関して最も注目されたのは、M & Aによる第三者承継であったと言える。しかし、上記特例制度における特例承継計画の提出期限が令和5年3月31日に迫ったこともあり、今回の税制改正大綱では、この提出期限を令和6年3月31日まで1年間延長することとした。

この1年間延長については、種々考えさせられるところがある。この特例制度を含めたいわゆる法人版事業承継税制については、当初、画期的であると言われたが、適用件数が予想していたよりも伸びないだけの種々の問題がある。そのため、令和5年度税制改正においては、特例承継計画の提出期限が迫っていることもあって、本格的な検討が期待されていた。しかし、今回の税制改正大綱において、先手を打つかのように、特例承継計画の提出期限のみ予め1

年間延長することとし、当該特例制度は延長しないと明言した。このことの是非については、令和4年以降多くの議論を呼ぶことになろうから、一層の検討を要することになる。

ホ 納税環境整備

今回の税制改正大綱で注目されるのは、納税環境整備の名の下に、あるいは、各税目の改正事項の中で、種々の課税強化（課税漏れの防止）が図られていることである。例えば、財産債務調書制度において財産10億円以上について所得基準をはずしたことは、課税当局における富裕層の財産補足の容易化につながるであろうし、将来、当該財産基準を引き下げることもあるであろうし、ひいては、相続税・贈与税の一体化課税への布石となることも考えられる。また、帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置、納税申告において隠蔽仮装行為があった場合の必要経費又は損金の一部不算入措置等も、適正な申告納税を促そうとしていることにほかならない。更には、税理士制度が大幅に改正されることになっているが、元税理士に対しても罰則可能とする措置等も、適正な申告納税制度のパートナーとしての自覚を促そうとしていることにほかならない。もっとも、これらの各措置によって納税の適正化を図ろうとしているのは、納税者側における「節税スキーム」の巧妙化に対する税務当局の危機感の表れでもあるとも考えられる。なお、これらの対応は、近年、課税当局が取り組んでいる富裕層に対する税務調査の強化とも関連しているものと考えられる。

以下、税制改正大綱の内容に沿って重点項目とその論点について概説する。その中

で、本誌読者の方に関心のありそうな事項については、別稿で詳説する。

(3) 令和4年度税制改正の基本的考え方 イ 成長と分配の好循環の実現

岸田内閣が標榜する新資本主義の実現の柱として、成長と分配の好循環を実現するために、次のような措置を講じる。

- ① 積極的な賃上げ等を促すための措置
- ② オープンイノベーション促進税制の拡充
- ③ 地方活性化・災害への対応
- ④ 住宅ローン控除等の見直し
- ⑤ 固定資産税の激変緩和
- ⑥ 中小・小規模事業者の支援

以上の各措置の中で、⑥については、平成30年度税制改正で導入されたいわゆる法人版事業承継税制の特例制度については、特例承継計画の提出期限を令和6年3月末まで1年間延長する、としているが、「令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。」と明言していることが注目される。このようなことを明言したことについては、当該特例制度に種々問題があるので、今後多くの論議を呼ぶものと見込まれる。

ロ 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

- ① 個人所得課税のあり方（諸控除の見直し、年金課税のあり方、記帳水準の向上等）
- ② 相続税・贈与税のあり方

③ 外形標準課税のあり方

以上の各措置の中で、②については、令和3年度税制改正大綱において、問題提起された「相続税・贈与税の中立的税制（両税の一体化）」の再提起であるが、令和3年の資産承継等に関し、最も多くの論議を呼んだ事項であるので*1、令和4年度税制改正大綱の全文を引用する。

「高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。

一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定につながりかねない。

このため、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築していくことが重要である。

わが国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在しており、贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されている。このため、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある一方

*1 令和3年度税制改正大綱において提起された相続税と贈与税の中立的構想に係る論説については、品川芳宣「相続・贈与等に伴う資産移転への課税と中立的な税制のあり方」税理2021年3月号2頁、塩野入文雄「相続税・贈与税の一体的課税制度」資産承継2021年4月号6頁、安部和彦「相続税・贈与税の一体課税論議と求められる改正の方向性」税理2021年12月号2頁等参照

で、相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっている。

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

あわせて、経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では、家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。」

上記の問題提起については、当該見解の是非を含め本年においても多くの議論を呼ぶものと見込まれる。

ハ 国際課税制度の見直し

この問題については、昨年10月のOECD/G20会議において合意された「法人税引下げ競争の終止符」に関する国内的対応を提議するものであるが、令和4年度の税制改正に関して、特に、具体化しているものではない。具体的な税制改正については、経済界からの反論もあろうから、相当時間を要することになるだろう。

二 円滑・適正な納税のための環境整備

次の措置を講じるとしている。

- ① 適格請求書等保存方式（インボイス方式）の円滑な移行
- ② 税理士制度の見直し
- ③ 記帳義務の不履行及び特に悪質な納税

者への対応

- ④ 財産債務調書制度の見直し
- ⑤ 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上

上記の各措置については「適正な納税」の名目の下に、所得・資産課税の強化と執行面への影響について注目する必要がある。具体的な内容については、後述する。

(4) 個人所得課税

イ 住宅・土地税制

住宅ローン減税の見直しのほか、認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正に伴う所要措置、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の適用期限等に所要の措置を講じる。

ロ 金融・証券税制

エンジェル税制の見直し、上場株式等の大口株主等の要件の見直し、完全子法人株式等に係る配当等の所得税の源泉徴収不要、NISAの見直し等の各措置を講じる。

ハ 租税特別措置等

必要な特別措置についての期限延長、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の非課税、「子育て世帯への臨時特別給付」の非課税等の各措置を講じる。

二 その他

次のような措置が講じられる。

- ① 隠蔽仮装行為があった場合の帳簿等で明確にされていない売上原価又は費用の額の必要経費不算入
 - ② 納税地の特別制度等の見直し
 - ③ 社会保険料控除等の申告手続の見直し
 - ④ 支払調書等の提出の特例制度の見直し
- 上記の各措置のうち、①については、

「納税の適正化」の一環として措置されるものであるが、立法上の問題もさることながら、「隠蔽仮装」の意義、必要経費算入の可否等をめぐって、税務調査等の執行面にも大きな影響を及ぼすものと考えられる。

(5) 資産課税

イ 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の非課税措置

この措置については、期限延長（令和5年12月31日まで）、非課税枠の一部減額、受贈者の年齢引下げ（18才以上）等の措置を講じる。

ロ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

商業地等（負担水準60%未満に限る。）の令和4年度の課税標準額を、前年度課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行5%）を加算した額に止める。

ハ 租税特別措置等

法人版事業承継税制の特例制度について特例承継計画の提出期限を1年延長する等、各特別措置について期限延長等の措置を講じる。

二 その他

その他の措置のうち、相続税に係る死亡届の情報等の通知に関し、法務大臣から国税庁長官、市町村長から税務署長への通知等の各措置がとられる。これは、相続税の執行の適正化に適用のものと考えられる。

(6) 法人課税

イ 積極的な賃上げ等を促す措置

令和4年4月1日から同6年3月31日までの間の賃上げ等に応じて、最高30%（大法人）又は40%（中小法人）の税額控除を

行う。

ロ オープンイノベーション促進税制の拡充

特別新事業開拓事業者に対し、特定事業活動として出資した場合の課税特例について、適用期限を延長するとともに適用要件を整備する。

ハ 地方活性化、災害への対応

次のような措置を講じる。

- ① 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、適用期限を延長するとともに適用要件を整備する。
- ② 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除について、適用期限を延長するとともに適用要件を整備する。
- ③ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の改正を前提に、認定輸出業者が取得した輸出事業用資産について、5年間30%の割増償却ができることとする。
- ④ 保険会社等の異常危険準備金制度について、所要の見直しを行う。

二 中小・小規模事業者の支援

次のような措置を講じる。

- ① 所得拡大促進税制（賃上げ税制）について、割増措置を講じる（前出）。
- ② 交際費等の損金不算入制度について、適用期限を延長し、中小法人に対する特例の適用期限を延長する。

ホ 経済と環境の好循環の実現

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の制定を前提に、同法上の認定農林漁業者に対し、環境負荷低減事業活動用資産の取得等について、32%の特別償却

ができることとする。

ヘ 円滑・適正な納税のための環境整備

次のような措置を講じる。

- ① 隠蔽仮装行為に基づき確定申告等をしたときには、売上原価又は費用の額につき、帳簿書類で明確にされているもの等を除き、損金不算入とする。
- ② みなし配当の額の計算方法等について、資本の払戻しに係るものについて、所要の改正を行う。
- ③ 固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合等の取扱いを明確化する。
- ④ 少額減価償却資産（@30万円）の一括損金算入制度から貸付け用資産（ドローン等）を除外する。

ト その他

次のような措置を講じる。

- ① 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳制度について、対象となる国庫補助金等に特定半導体生産施設整備等に係る助成金及びデジタルインフラ整備事業等に係る助成金を加える。
- ② グループ通算制度について所要の見直しを行う。

(7) 消費課税

適格請求書等保存方式（インボイス方式）の見直し

次のような措置を講じる。

- ① 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を行うこと等につき所要の見直しを行う。
- ② そのほか、仕入税額控除等について所要の措置を講じる。
- ③ 外国人旅行者向け消費税免税制度につ

いて所要の見直しを行う。

(8) 国際課税

イ 過大支払利子税制の見直し

次に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額についても適用する。

- ① 恒久的施設（PE）を所有する外国法人に係るPE帰属所得以外の国内源泉所得
- ② PEを有しない外国法人に係る国内源泉所得

ロ 外国子会社合算税制の見直し

特定外国関係会社等の判定における保険委託者特例に関する「一の保険会社等」及び「その一の保険会社等との間に特定資本関係のある保険会社等」によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社である旨の要件について、所要の見直しを行う。

ハ その他

次のような措置を講じる。

- ① 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置（子会社株式簿価減額特例）について、所要の見直しを行う。
- ② グループ通算制度の施行に伴い、同制度における外国税額控除について、所要の見直しを行う。
- ③ 金融商品取引法に規定する市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、所得税法及び法人税法に規定する国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に含まれないことを法令上明確化する。なお、外国税額控除における国外源泉所得である「国外資産の運用・保有所得」について

も同様とする。

(9) 納税環境整備

イ 税理士制度の見直し

税理士制度について、次のように見直しを行う。

- ① 税理士業務の電子化等の推進
- ② 税務代理範囲の明確化
- ③ 税理士試験の受験資格要件の緩和
- ④ 税理士法人の業務の範囲に、租税教育普及の業務及び後見人等の地位に就き他人の法律行為の代理を行う業務を加える。
- ⑤ 財務大臣は、税理士であった者につき、税理士であった期間内に懲戒処分の対象となる行為等があったときは懲戒処分ができる。
- ⑥ 税理士法に違反する行為又は事実に関する調査に係る質問検査等の対象に税理士であった者等を加える。

ロ 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置

次に掲げる場合には、通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額に、当該申告漏れ等に係る所得税、法人税又は消費税の10%（次の②に掲げる場合に該当する場合には、5%）に相当する金額を加算した金額とするほか、所要の措置を講じる。

- ① 当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかった場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が著しく不十分である場合
- ② 当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上

金額又は業務に係る収入金額の記載が不十分である場合

ハ 財産債務調書制度等の見直し

財産債務調書制度等について、次のように見直しを行う。

- ① 財産債務調書の提出義務者を、現行の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。
- ② 財産債務調書の提出期限について、その年の翌年6月30日（現行：その年の翌年の3月15日）とする（国外財産調書についても同様とする。）。)
- ③ 提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り適用することとする（国外財産調書についても同様とする。）。)

二 地方税手続のデジタル化

ホ その他

次のような措置を講じる。

- ① 修正申告書等の記載事項の整備
- ② 個人番号カードを利用したe-Taxの利便性の向上
- ③ 添付書面等記載事項の提供方法の見直し
- ④ 公売における入札手続の電子化
- ⑤ 上場株式等の配当所得等に係る課税方式

以上の納税環境整備に関する各措置については、その大部分が申告納税の適正化を図ろうとするものであるが、それらは近

年重視されている富裕層に対する税務調査の強化という執行面に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

(10) 検討事項

- ① 年金課税については、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。
- ② デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する。
- ③ 小規模企業等に係る税制のあり方については、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。
- ④ カーボンニュートラル実現に向けたポリシーミックスについては、政府の議論も踏まえつつ、産業競争力の強化、イノベーションや投資の促進につながり、成長に資するものとなるかどうかという観点から、専門的・技術的な検討を進める。
- ⑤ 自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

- ⑥ 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

(11) むすびに

以上のように、今回の税制改正大綱は、前述したような政治事情もあって、一見して、小振りの税制改正であると言える。しかし、それらの改正の方向性については、看過できない重要な問題提起がなされている。その一つは、富裕層に対する一層の課税強化である。まず、相続税と贈与税の中立的税制（一体化）については、税制改正の基本的考え方の中で、昨年度と重ねて「本格的な検討を進める。」と明言したことである。この問題については、筆者は既に批判的な見解を述べたことがあるが^{*2}、本年においても昨年以上の論争を呼ぶものと見込まれる。

また、富裕層に対する課税強化にも関連するが、その多くは「納税環境整備」の名の下に、各種の課税強化措置が講じられていることが注目される。このような各措置については、近年課税当局における権力的な税務調査が注目されているが、そのような厳しい税務調査につながるものと考えられる。

他方、昨年、今後の税制改正に大きな影響を及ぼす課題として国際的に合意がされたものが2題ある。一つは、法人税の引下げ競争に終止符が打たれたことであり、もう一つは、脱炭素に向けた税制改正である。

^{*2} 前出*1、品川芳宣「相続・贈与等に伴う資産移転への課税と中立的な税制のあり方」参照

このような国際的合意が直ちに我が国の税制改正を左右するものではないが、今回の税制改正大綱の中でも、今後の重要課題であるとされている。いずれも、国民経済にも種々影響を及ぼす問題であるので、今後の方向性について注視していく必要がある。

【品川 芳宣】

2 法人課税関係

(1) 企業の賃上げを促進する税制（資本金1億円超の法人等）

～人材確保等促進税制の大幅な見直し～

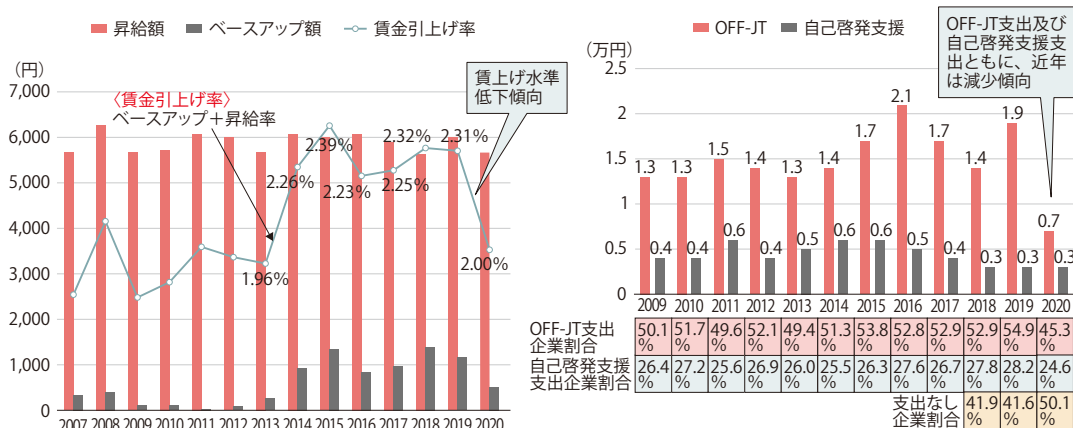
イ 改正の背景（下記(2)～(3)共通）

近年、企業の前向きな投資や賃上げを促

すため、法人実効税率の引き下げ等様々な税制上の取組みが行われてきた。しかし、賃金水準は、実質的に30年以上にわたりほぼ横ばいであり、その伸び率は直近低下傾向にある（図表1左側）。

また、人材投資である教育訓練費も近年減少傾向にあり（図表1右側）、企業がイノベーションよりも経費削減や値下げに競争力の源泉を求め続けた結果、経済全体としては縮小均衡が生じている。

図表1 近年の賃上げ・企業の年間教育訓練費支出額（労働者一人当たり）の推移



（出典）日本経済団体連合会・東京経営者協会「昇給・ベースアップ実施状況調査結果」

（注）「昇給」は、「ベースアップ」以外の月例賃金引上げ総額（昇進・昇格額を含む）

※1 OFF-JT：業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいう。

※2 自己啓発：労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう。

（出典）厚生労働省「能力開発基本調査」

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）等においても言及されている通り、コロナ後の新しい社会の開拓に向けて、「人」への投資な

どの取組みがより一層重要となる中、他の先進国との間に生じてきた所得や競争力の差を縮小するためにも、企業においては、リスク回避や横並びの意識を排して、イノ

バージョンに挑戦することが期待されている*3。

このような状況を踏まえ、令和4年度税制改正大綱では、企業が果敢に事業の革新に取り組み、付加価値の高い製品・サービスを生み出すとともに、その利益を株主だけでなく従業員、取引先、地域社会などの多様なステークホルダーに継続的に還元し、企業収益の更なる増加につなげていく「成長と分配の好循環」(図表2)を、実現させるべく、以下の改正が行われる。

① 企業の賃上げを促進する税制

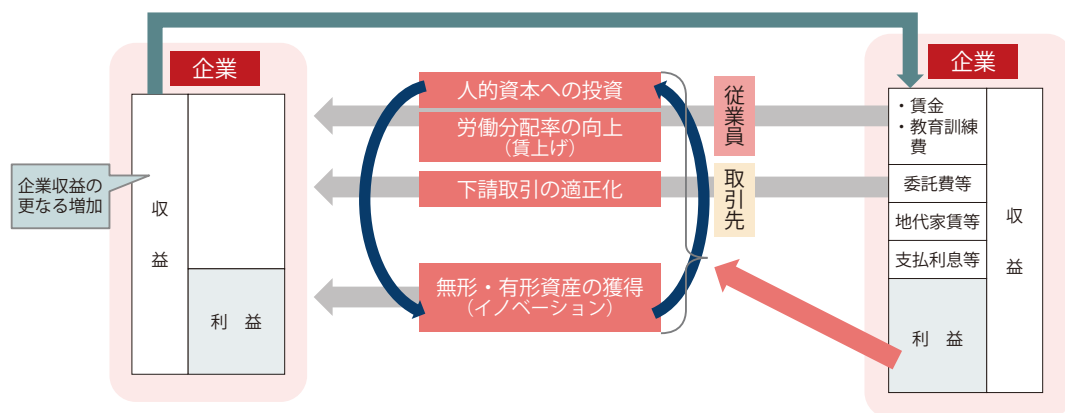
成長と分配の好循環の実現に向けて、長期的な視点に立って一人ひとりへの積

極的な賃上げを促すとともに、多様なステークホルダーへの還元を後押しする*4観点から、企業の賃上げを促進する税制(人材確保等促進税制・所得拡大促進税制)に関し、現行の制度が抜本的に見直される。

② 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

企業の行動変容を促すために、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も消極的な企業に対し、研究開発税制などの特定税額控除の適用を停止する措置が強化される。

図表2 成長と分配の好循環(イメージ)



(出典)「新しい資本主義実現会議」第3回(令和3年11月26日)「資料8 新しい資本主義を支える社会保障政策・雇用政策のイメージ図」を参照し一部加工

【藤井 貴子】

□ 改正前の制度の概要

現行制度である、資本金1億円超の大法

人等向け*5の人材確保等促進税制は、コロナ禍での雇用確保を重視し、「新規雇用

*3 「新しい資本主義実現会議」緊急提言(令和3年11月8日)など

*4 「新しい資本主義実現会議」緊急提言(令和3年11月8日)、内閣府「成長と分配の好循環に向けて」経済財政諮問会議(令和3年2月24日)など

*5 人材確保等促進税制の適用対象は、正しくは青色申告書を提出する全法人であるが、中小企業者等向け所得拡大促進税制との併用はできないため、本稿においては、資本金1億円超の法人等向けとしている。

者給与等支給額^{*6}」を前年度より2%以上増加させた企業について、控除対象新規雇用者給与等支給額^{*7}の15%（上乗せ要

件^{*8}を満たすと5%を加えた最大20%）の税額控除ができる制度である（図表3）。

図表3 制度の概要

令和3年（現行） ＜通常要件＞	平成30年	令和3年（現行）	令和4年
＜要件＞ ■新規雇用者の給与総額： 対前年度比2%以上増 ＜税額控除＞ ■新規雇用者の給与総額（注） の15%の税額控除	＜通常要件＞ 継続雇用者給与総額 対前年度比3%以上増 ＋設備投資 当期償却費総額の90% 以上 ＜上乗せ要件＞ 当期の教育訓練費が 過去2期平均比で20% 以上増加	＜通常要件＞ 新規雇用者給与総額 対前年度比2%以上増 ＜上乗せ要件＞ 当期の教育訓練費が 前期の教育訓練費の 20%以上増加	＜通常要件＞ 継続雇用者給与総額対 前年度比3%以上増 ＜上乗せ要件＞ ①継続雇用者給与総額 前年度比4%以上増 ②当期の教育訓練費が 前期の教育訓練費の 20%以上増加

（注）雇用者全体の給与総額の対前年度増加額を上限

政策的に新卒・中途採用による新たな人材確保・人材育成を税制支援の対象に据えたことから、単純な賃上げではなく、新規雇用者に対する給与支給額を毎年増加させる、すなわち、每期継続的に新規雇用を生み出し、新規雇用者に対する給与支給額を前年比で増加させることが期待されるものであった。

なお、企業の賃上げ等を促進する税制は、これまでも税制支援で重視する観点の変遷により様々な改正が行われており、平成30年度税制改正では、賃上げ・投資促進税制

に改組された。当時は「生産性革命」が一つのキーワードとされ、これを達成するためには、「賃上げ」とともに、設備投資や人材投資の「投資」促進も必要であるという認識から、適用要件に設備投資の要件を追加する等の抜本的改組が行われた。

ハ 改正の概要・影響

令和4年度税制改正では、現行制度におけるコロナ禍での雇用確保を重視した、新たな人材確保・人材育成という観点から、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを促す観点へ政策的な見直しが

^{*6} 国内新規雇用者のうち雇用保険の一般被保険者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいう。

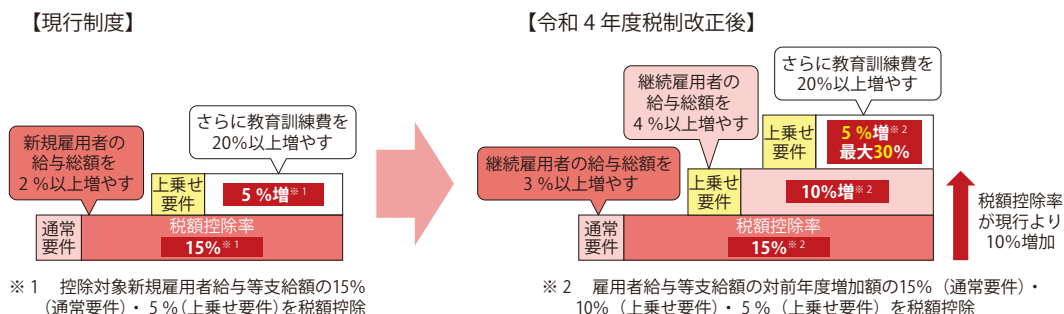
^{*7} 適用年度において、国内新規雇用者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいう。新規雇用者給与等支給額との違いは、国内新規雇用者を雇用保険の一般被保険者に限らない点及び雇用安定助成金額を控除する点である。

^{*8} 現行の上乗せ要件は、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であることを要件としている。なお、比較教育訓練費の額とは、前年度の教育訓練費の額をいう。

行われ、「継続雇用者給与等支給額^{*9}」を前年度より3%以上増加させた企業が通常要件を満たすとして、控除対象雇用者給与

等支給増加額^{*10}の15%（上乗せ要件を満たすと最大30%）の税額控除ができる制度に改組される（図表4）。

図表4 改正後の制度（イメージ）



賃上げや人材投資（教育訓練費の支出）に積極的な企業に対しては、税額控除が大きく上乗せされる制度となっており、具体的には図表5の「上乗せ要件による控除部分」に記載のとおり①継続雇用者給与等支給額が前年度比増加率4%以上であるとき

は、「控除対象雇用者給与等支給増加額の10%」が税額控除でき、さらに、②教育訓練費が対前年度比増加率20%以上であるときは、「控除対象雇用者給与等支給増加額の5%」が控除できることとなる。

^{*9} 継続雇用者に対する適用年度の給与等の支給額をいう。

継続雇用者とは、以下①～③の全てを満たす者を指す。

- ① 前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者である。
- ② 前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者である。
- ③ 前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない。

なお、上記の継続雇用者は、現行制度前の制度、すなわち、令和3年度税制改正前の制度における用語となっている。各用語の制度上の定義は、改正により一部変更や新規追加等の可能性もあるため、施行後の法令等により詳細を確認する必要がある（以下同じ）。

^{*10} 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいう。雇用者給与等支給額とは、適用年度における、全ての国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。また、比較雇用者給与等支給額とは、前年度における、雇用者給与等支給額をいう。

図表 5 改正の概要

大法人^{※1}等

		現行制度 (算定対象:新たな雇用者への支給額) (税額控除率:15%~20% ^{※2})	改正後 (算定対象:雇用者全体の増加額) (税額控除率:15%~30% ^{※2})
通常要件 による控除部分	要件	新規雇用者(新卒・中途)給与等支給額が、 前年度より2%以上増加	継続雇用者 ^{※3} の給与等支給額が、前年度より3%以上増加
	税額控除額	新規雇用者給与等支給額の15%	雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%
上乗せ要件 による控除部分	要件	教育訓練費が対前年度比増加率 20%以上の場合	①継続雇用者 ^{※3} の給与等支給額が対前年度比増加率4%以上の場合
			②教育訓練費が対前年度比増加率20%以上の場合
	税額控除額	新規雇用者給与等支給額の5%	①雇用者給与等支給額の対前年度増加額の10%
			②雇用者給与等支給額の対前年度増加額の5%

算定対象
(下線強調)
が変更税額控除率が
現行より
10%増加※1 一部の大法人は条件付^{*11}

※2 控除上限は法人税額の20%

※3 「継続雇用者」の概要は、前年・当年の通年で在籍している従業員で一定の者をいう。

なお、一定規模以上の大企業に対しては、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言していることが追加要件として課されている^{*11}。また、適用期間については、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する事業年度までの2年間の時限措置^{*12}とされている。

改正の影響として、最大30%の税額控除を受ける要件を満たすため、企業が賃上げに積極的に取り組み、継続雇用者の賃金引上げが促されることが期待される。

【藤井 貴子】

(2) 企業の賃上げを促進する税制（中小企業等）～所得拡大促進税制の大幅な見直し～

イ 改正の背景（(1)イ参照）

改正前の制度の概要

現行制度である、中小企業者等向けの所得拡大促進税制は、足元における新型コロナウイルス感染症の影響で雇用情勢が厳しい中、単に自らの従業員に対する賃上げ（個々の法人の継続雇用者の賃金引上げ）だけでなく、雇用増（雇用者報酬全体である雇用者給与等支給額の維持・拡大）による所得拡大の取組みも評価し、手続きに係る事務負担を軽減するという観点から、令和3年度税制改正により、通常要件と上乗せ要件が変更されたものである。通常要件は、「継続雇用者給与等支給額」による要件が撤廃され「雇用者給与等支給額」に一本化・簡素化されており、合わせて上乗せ要件も、「継続雇用者給与等支給額」から「雇用者給与等支給額」を用いた判定に変

^{*11} 資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り適用できる。

^{*12} 設立事業年度は対象外とする。

更されている（図表6）。

図表6 改正前の制度の概要

令和3年（現行） ＜通常要件＞	令和2年	令和3年（現行）	令和4年
＜要件＞ ■雇用者全体の給与総額： 対前年度比1.5%以上増	＜通常要件＞ 給与総額が前年度より増加 かつ 継続雇用者給与総額 対前年度比1.5%以上増	＜通常要件＞ 給与総額 対前年度比1.5%以上増	＜通常要件＞ 給与総額 対前年度比1.5%以上増
＜税額控除＞ ■雇用者全体の給与総額の 対前年度増加額15%の税 額控除	＜上乗せ要件＞ 継続雇用者給与総額 前年度比2.5%以上増 かつ 教育訓練費増加等 ^(注)	＜上乗せ要件＞ 給与総額 前年度比2.5%増 かつ 教育訓練費増加等 ^(注)	＜上乗せ要件＞ ①給与総額 前年度比2.5%以上増 ②教育訓練費 前年度比10%増

(注) 教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

- ① 当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の10%以上増加
- ② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明

現行制度では、通常要件である雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額^{*13}に対する増加割合が1.5%以上である場合の税額控除率15%に、「雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上」かつ「教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上等」である場合には、税額控除率10%を上乗せして、控除対象雇用者給与等支給増加額^{*14}の最

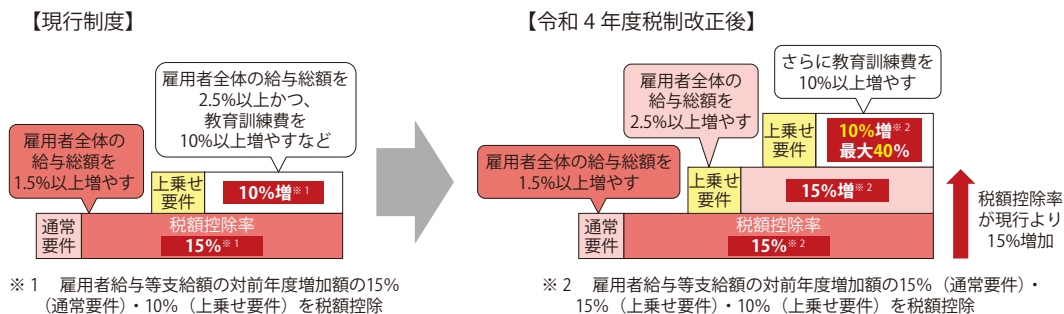
大25%の税額控除をすることができる。

ハ 改正の概要・影響

令和4年度税制改正では、現行制度における従業員の雇用増（雇用者報酬全体の維持・拡大）による所得拡大の取組みも評価する等の観点が維持されたうえで、更なる積極的な賃上げや人材投資が促されるよう、税額控除率の上乗せ措置が見直され、税額控除率が最大40%に引き上げられる（図表7）。

^{*13} 雇用者給与等支給額とは、適用年度における全ての国内雇用者に対する給与等の支給額をいい、比較雇用者給与等支給額とは、前年度における雇用者給与等支給額をいう。
^{*14} 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいう。

図表7 改正後の制度（イメージ）



具体的には図表8の「上乗せ要件による控除部分」に記載のとおり、①雇用者給与等支給額が対前年度比増加率2.5%以上であるときは、「控除対象雇用者給与等支給増加額の15%」が税額控除でき、さらに、

②教育訓練費が対前年度比増加率10%以上であるとき^{*15}には、「控除対象雇用者給与等支給増加額の10%」が控除できることとなる^{*16}。

図表8 改正の概要

中小企業者等		現行制度 (算定対象:全雇用者) (税額控除率:15%～最大25%※2)	改正後 (算定対象:全雇用者※1) (税額控除率:15%～最大40%※2)
通常要件 による控除部分	要件	雇用者給与等支給額が対前年度比増加率1.5%以上の場合(変更なし)	
	税額控除額	雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%(変更なし)	
上乗せ要件 による控除部分	要件	①雇用者給与等支給額が対前年度比増加率2.5%以上の場合 and ②教育訓練費が対前年度比増加率10%以上の場合等	①左記から変更なし ②教育訓練費が対前年度比増加率10%以上の場合※3
	税額控除額	雇用者給与等支給額の対前年度増加額の10%	①左記の15% ②左記の10% ※2だけの場合は合計25%

※1 算定対象は、変更なし。

※2 控除上限は法人税額の20%

※3 改正で中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明の要件は廃止。教育訓練費明細書も申告書添付不要となり保存のみ。

^{*15} 令和4年度税制改正で、平成30年度税制改正で要件とされた、中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明の要件は定められておらず、廃止されると読み取れる。

^{*16} 教育訓練費に係る税額控除の上乗せ措置の適用を受ける場合、改正前は教育訓練費の明細を記載した書類の確定申告書への添付が必要であったが、改正後は保存義務へと変更になる。

なお、適用期間は1年間延長され、令和6年3月31日までに開始する事業年度までとなる。

改正の影響として、最大40%の税額控除を受ける要件を満たすため、教育訓練費等への投資が促されることが期待される。

【藤井 貴子】

(3) 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

イ 改正の背景 ((1)イ参照)

ロ 改正前の制度の概要

平成30年度税制改正において、内部留保

の活用を促す観点から、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも消極的な大企業^{*17}に対し、研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除である特定税額控除^{*18}の適用を停止する措置が設けられた。

現行制度では、所得金額が前事業年度の所得金額を超える場合で、次の①・②の要件（図表9）のいずれにも該当しない場合は、特定税額控除の規定を適用できない。

図表9 特定税額控除規定の不適用措置の厳格化（大企業のうち一定の法人が対象）

変更点	現行制度	改正内容
特定税額控除が不適用とならないための要件	① 継続雇用者の給与総額が、前事業年度の継続雇用者の給与総額を超える	① 継続雇用者の給与総額が、前事業年度より1%以上増加（令和4年度は0.5%以上増加）
	又は、②国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金額を超える	

ハ 改正の概要

成長と分配の好循環の実現に向け、収益が拡大しているにもかかわらず、賃上げも投資も消極的な一定の大企業に対して、特定税額控除の不適用措置が図表9の通り厳格化される。

具体的には、資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合、及び前事業年度の所得の金額が零を超える（黒字である）一定の場合^{*19}のいずれにも該当する大企業につい

ては、図表9①の継続雇用者給与等支給額に係る要件が厳格化され、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額（前事業年度の継続雇用者給与等支給額）に対する増加割合が1%以上（令和4年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度にあっては、0.5%以上）となる。

なお、適用期限は、令和6年3月31日までに開始する事業年度までである。

【藤井 貴子】

^{*17} 大企業とは、中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等以外の法人をいう。

^{*18} 現行制度において、特定税額控除とは、特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関連する租税特別措置（研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制）の税額控除をいう。

^{*19} 一定の場合には、当期が設立事業年度又は合併等の日を含む事業年度である場合を含む。

(4) 企業の完全子法人株式等の配当等に係る源泉徴収の見直し

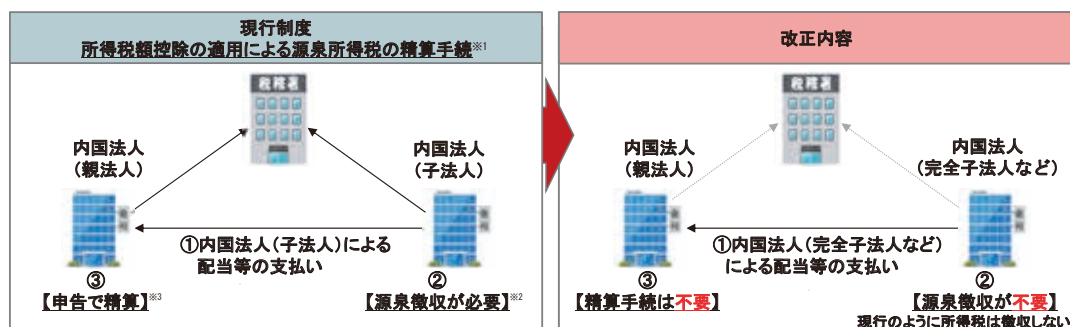
イ 改正の背景

完全子法人株式等の配当等に係る源泉徴収は、100%のグループ関係にある完全子法人から親法人へ配当等を行った場合等^{*20}、その配当等の支払い時に行われるが、源泉徴収された所得税等は、親法人の確定申告において税額控除され、還付金の支払い等が行われる仕組みとなっている。

一方で、会計検査院が令和元年度の決算検査を行った結果、完全子法人株式等に係る配当等の額の全額及び負債利子を控除し

た関連法人株式等に係る配当等の額の全額について、親法人等の法人税の計算にあたり、益金不算入とすることが認められており、法人税が課されないにもかかわらず、配当等の支払いの際に源泉徴収の対象としていることについて、源泉所得税が法人税の前払的性質を持つことや所得税を効率的かつ確実に徴収するなどの源泉徴収の制度趣旨に必ずしも沿っておらず、効率性、有効性等を高める検討を行うべきとの指摘がされていた^{*21}。そのため、令和4年度税制改正において、完全子法人株式等の配当等に係る源泉徴収の見直しが行われた。

図表10 完全子法人株式等の配当等に係る源泉徴収の見直し内容（イメージ）



※1 出典 会計検査院「令和元年度決算検査報告の特徴的な案件」「8. 完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行うことにより生ずる還付金及び還付加算金並びに税務署における源泉所得税事務及び還付事務等について」2頁を参照し一部加工

※2 内国法人（子法人）は、配当等にかかる所得税を徴収して納付

※3 内国法人（親法人）は、確定申告において、受取配当等に係る源泉所得税相当額を所得税額控除の適用により法人税額と精算

ロ 改正の概要

令和4年度税制改正により、一定の内国法人^{*22}が支払いを受ける配当等で、下記①・②にあたるものについては、事業者等

の負担を軽減する観点等から、所得税を課さないこととする。その配当等に係る所得税の源泉徴収が行われないため、内国法人（親法人等）が、確定申告において、受取

^{*20} 発行済株式総数の3分の1超を直接に保有する関連法人からの配当等についても同様である。

^{*21} 会計検査院「令和元年度決算検査報告」280～283頁

^{*22} 一定の内国法人とは、内国法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人以外の法人をいう。

配当等に係る源泉所得税相当額を所得税額控除の適用により法人税額と精算する手続は不要となる。

- ① 完全子法人株式等（株式保有割合100%）に該当する株式等に係る配当等
- ② 配当等の支払いに係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等（当該内国法人が名義人として保有するものに限る。以下同じ。）の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

なお、適用時期は、令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等について適用されるとしている。

【藤井 貴子】

(5) 建設用足場・ドローン等の少額減価償却資産等を利用した税負担軽減（課税繰り延べ）スキームへの対応

イ 改正の背景

税制の改廃は、生生流転する節税スキームとの争いとしての一面を有している。

近年でいえば、令和元年に、法人向けの定期保険を利用した節税スキームが封じられた例がある。高い解約返戻率が設定された全損型定期保険に加入して任意の年度に損金を発生させ、満期に達する前の一定程度解約返戻金額が上昇した時点（特に退職金の支払い等多額の支出が必要となるタイミング）で解約することで、税負担を抑えるという手法である。改正前は保険会社がこのようなニーズに沿った契約内容の保険

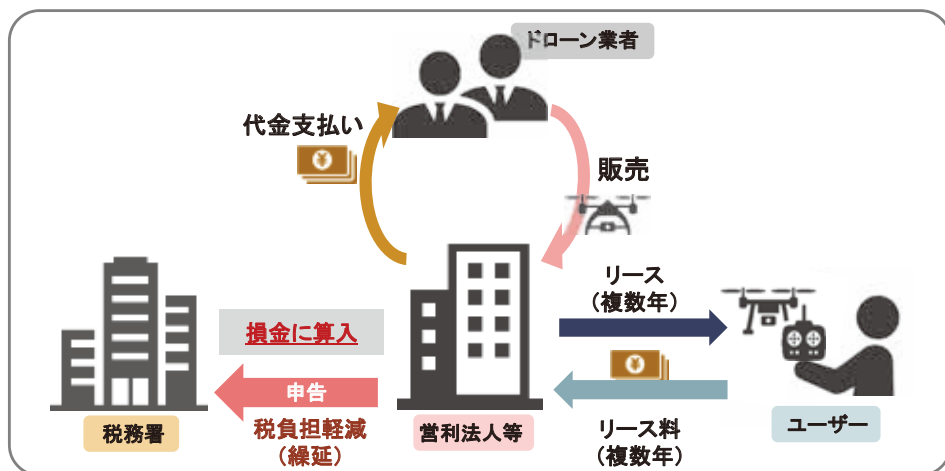
を節税商品として大々的に販売していたが、令和元年の通達改正により封じられることとなった。

また、令和2年度税制改正における国外不動産を利用した節税スキームへの対応も記憶に新しい。所得税における不動産所得の計算上、必要経費が総収入金額を超えて損失が生じた場合に、給与所得等との損益通算が認められること（所法69）に着目し、耐用年数を簡便法により算定することができ、価値の落ちにくい国外の中古建物を購入して、短期の耐用年数で損失が生じるように減価償却費を計上し、損益通算を利用するという手法である。この手法も、会計検査院による指摘を経て、令和2年度税制改正において、一定の国外不動産から生じた減価償却費を損失として計上することを禁じる旨の特例が制定された^{*23}。

このように、例年、税制改正において節税スキーム対策が講じられる中、本年度の改正では、近年流行していた建設用足場やドローン等の少額減価償却資産の損金算入等を利用した節税スキームが封じられることとなった。スキームの概要としては、例えば、1単位が10万円未満となるような建設用足場やドローンといった資産を複数単位購入して、少額減価償却資産の取得価額の損金算入（法令133）等の制度を利用することにより、対価の全額を損金算入し、法人税を抑えつつ、購入した少額資産をリースに回すことで、複数年にまたがり購入資金の回収をするといったものである。

^{*23} 詳しくは、本誌2020年冬号「国外中古建物を利用した節税スキームへの対応」40頁参照

図表11 ドローン等の少額減価償却資産の損金算入等を利用した節税スキームイメージ



□ 改正の内容・影響

上記の節税スキームは、購入する建設用足場やドローン等の取得価額を損金に算入することを目的として行われるところ、損金算入の方法としては、①少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度（法令133）、

②一括償却資産の損金算入制度（法令133の2）、③中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（以下「中小企業者等少額特例」という。措法67の5）の三つの方法があり得る。各制度の内容は、図表12のとおりである。

図表12 損金算入に関する三制度比較表

制 度	取得価額要件	取扱い
①少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度（法令133）	10万円未満 （又は使用可能期間が1年未満）	取得価額相当額を損金算入
②一括償却資産の損金算入制度（法令133の2）	20万円未満	取得価額相当額を3年間の各事業年度において均等償却
③中小企業者等少額特例（措法67の5）	30万円未満	取得価額相当額を損金算入（合計300万円まで）

本改正では、上記の三つの制度について、各制度の対象資産のうち、貸付（リース）の用に供した資産については、「主要な事業として行われるもの」を除き損金算入の

対象から除外することとされた（所得税についても同様）。

改正を踏まえた各制度の状況は図表13のとおりとなる。

図表13 改正を踏まえた損金算入に関する三制度比較表

	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度	○ (貸付け用を除く)	×	×	×
一括償却資産の損金算入制度	○ (貸付け用を除く)	○ (貸付け用を除く)	×	×
中小企業者等少額特例	×	○ (貸付け用を除く)	○ (貸付け用を除く)	×
通常の減価償却	○	○	○	○

※ 取得金額が10万円未満の減価償却資産は、「少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度」により取得価額相当額を損金算入できることから、中小企業者等少額特例は適用対象外とされてる（租税特別措置法67の5）

また、上記のとおり、対象資産の貸付けが「主要な事業として行われるもの」については、従前どおり損金算入が可能であるが、その判断の指標については特に示されていない。節税の意図なく、各制度を利用して対象資産を貸し付ける事業者にも「主要な事業として行われる」の該当性判断の労が生じることとなるため、要件該当性について簡便な解釈・運用が望まれる。

なお、本改正により、貸付の用に供したために損金制度等の対象資産から除かれる結果、当該資産につき償却資産税の申告が必要となる場合があることに留意が必要である^{*24}。

【竹川 靖之】

(6) 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法等の見直し

イ 改正の背景

利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする剰余金の配当（以下「混合配当」という。）に係る法人税法上の取扱いを巡り争われた事件（最高裁令和3年3月11日第一小法廷判決（民集75巻3号418頁）。以下「最高裁令和3年判決」という。）において、最高裁は混合配当の全体を資本の払戻しとして按分計算を行った結果、簿価純資産価額が払戻直前の資本金等の額より少額である場合に、減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出され利益剰余金を原資とする部分を資本の払戻しとして扱うことになってしまう政令（法令23①四）を、その部分に限って、法人税法の委任の範囲を逸脱した違法・無効なものと判断した。最高裁令和3年判決を受けて、国税庁では、混合配当があった場合について

^{*24} 本文中で触れた①～③の制度のうち、①少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度と、②一括償却資産の損金算入制度の対象とした資産は、償却資産税の申告対象とならない（地方税法341④）一方で、③中小企業者等少額特例を適用した資産については償却資産税の申告が必要である。本改正によって、①、②の適用を想定しつつも、貸付の用に供することで適用対象外とされる資産については、償却資産税の申告が必要となると考えられる。図表13のうち、青色部分が償却資産税の申告が必要となる領域である。

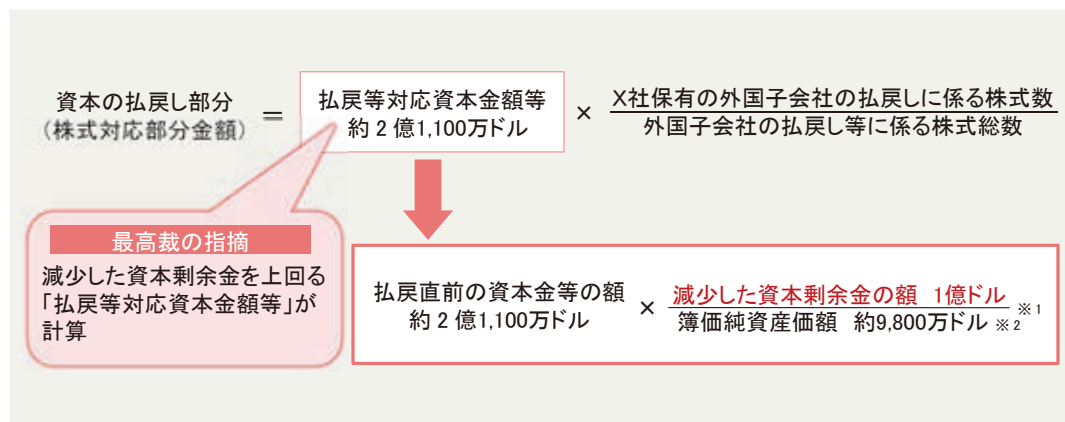
「按分計算で算出される直前払戻等対応資本金額等は、減少資本剰余金額が上限となる」と取り扱う予定としていた^{*25}が、上記政令の改正はなされていない状況であった。

□ 改正前の制度の概要

最高裁令和3年判決における混合配当について、図表14のとおり、按分計算により資本の払戻し部分を計算した場合、現行法令上、減少した資本剰余金を上回る払戻等対応資本金額等が計算されてしまう。これは、払戻直前の資本金等の額が簿価純資産価額を超えるためであり、この点、現行法令は、利益部分の分配と資本部分の払戻しとに分けることを想定した規定であり、利

益剰余金を原資とする部分を資本部分の払戻しとして扱うことは予定していない。このため、最高裁令和3年判決のように、減少した資本剰余金（1億ドル）を上回る払戻等対応資本金額等（約2億1,100万ドル）が計算されると、その差額である利益剰余金を原資とする部分（約1億1,100万ドル）が資本部分の払戻しとして扱われ、利益配当（法法23①一）及び資本配当（法法24①四）の文理解釈により最高裁令和3年判決における混合配当の全体を資本の払戻しとした結論と矛盾が生じてしまう状況にあった。

図表14 按分計算による「資本の払戻し部分」の計算式等



※1 簿価純資産価額が減少した資本剰余金を下回る場合の割合は「1」となる。

※2 払戻直前の資本金等の額（約2億1,100万ドル）＋利益積立金額（一約1億1,300万ドル）

（出所） 税務研究会「週刊税務通信」3647号（令和3年3月22日）4頁の参考4を基に（株）野村資産承継研究所にて作成

ハ 改正の概要

令和4年度税制改正大綱において、前述イの状況に対し、違法・無効と判示された法令23条1項4号の改正がなされる予定で

ある。結論としては、資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払

^{*25} 国税庁「最高裁判所令和3年3月11日判決を踏まえた利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の取扱いについて（令和3年10月25日）」参照

戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とするという、上記イで国税庁が予定した内容とされる。この場合、最高裁令和3年判決に当てはめると、減少した資本剰余金1億ドルを上限とするため、払戻等対応資本金額等は1億ドルとなる。この改正に加えて、種類株式発行法人にも同様の取り扱いを定める。

二 改正の影響

令和4年度税制改正大綱に記載はないものの、上記国税庁の取扱いでは、実質的には過去に遡って適用されるため、直前払戻等対応資本金額等を再計算した結果、納付税額が過大となる場合には、法定申告期限等から5年を経過している法人税等を除き、更正の請求が認められることになる^{*25}。ただ、本件は利益積立金額がマイナスの状態の外国子会社から内国法人への混合配当であり、日本国内での資本等取引において、利益積立金額がマイナスの状態の内国法人から利益配当を受けることは考え難く、前述した減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出されるケースは少ないものと考えられる。

【八木 健裕】

3 金融所得課税関係

(1) 上場株式等の大口株主要件の見直し

イ 改正の背景

現行制度では、後述ロのとおり、個人株

主が支払いを受ける上場株式等に係る配当等のうち、一定のものについては、確定申告をしないで源泉徴収で済ませるなどの各種の租税特別措置（以下「申告不要配当特例等^{*26}」という。）の適用を受けることができる。しかし、持株割合^{*27}が3%以上である個人株主（以下「大口の個人株主」という。）が支払いを受ける上場株式等に係る配当等については、原則として、申告不要配当特例等を適用することができず、総合課税の対象とされている。

この点、会計検査院は、令和2年度決算検査報告^{*28}において、図表15の個人株主Bのように、直接保有の持株割合は3%未満であるが、特殊関係法人株主^{*29}である法人Cを通じるなどして、実質的に大口の個人株主と同等の持株割合となっている特殊関係個人株主^{*29}が支払いを受けた配当に対して、申告不要配当特例等が適用されており、大口の個人株主が支払いを受けた配当よりも所得税等の負担割合が低くなっていると指摘した。当該特殊関係個人株主が支払いを受けた配当に申告不要配当特例等を適用せずに、総合課税方式を適用して申告すると仮定した場合の所得税等の額を推計すると、開差が生ずることになると報告している。

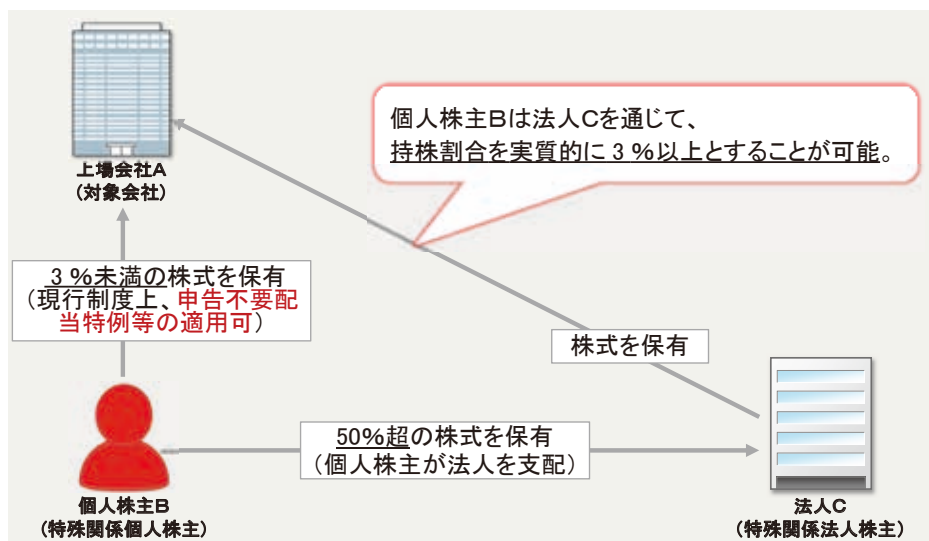
^{*26} 内国法人から支払いを受ける上場株式等に係る配当等のうち、持株割合が3%未満の者が当該内国法人から支払いを受ける配当等（以下「特例配当等」という。）に対する措法9の3、措法8の5及び措法8の4等の特例をいう。後述の図表16参照

^{*27} 配当等支払いに係る基準日等における発行済株式等の総数等に対する株式等の保有割合をいう。

^{*28} 会計検査院「令和2年度決算検査報告」758頁から767頁参照

^{*29} 上場会社の株式を保有している個人株主が、当該上場会社の株式を保有している法人の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する株式の50%超を保有して同法人を支配している場合の個人株主を「特殊関係個人株主」、法人を「特殊関係法人株主」とする。

図表15 持株割合が実質的に3%以上となる特殊関係個人株主の例



(注) 「特殊関係個人株主」とは、ある上場会社の個人株主が、その上場会社の法人株主を支配している場合のその個人株主をいう。

(出所) 会計検査院「令和2年度決算検査報告」764頁の図表6を基に、株野村資産承継研究所にて作成

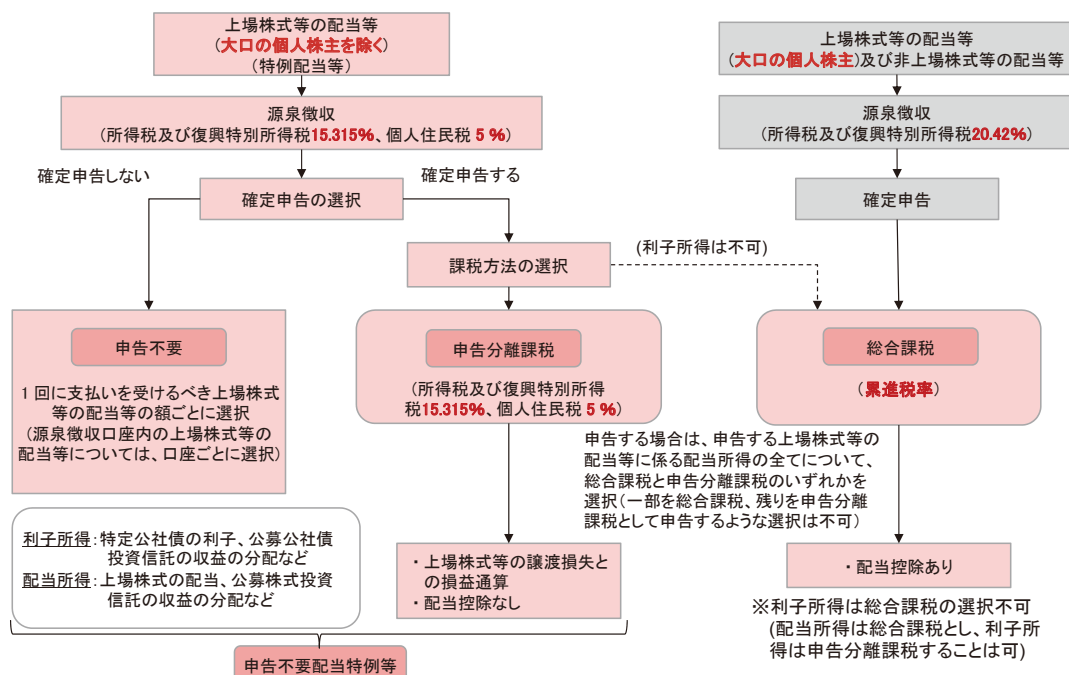
□ 改正前の制度の概要

図表16のとおり、居住者が内国法人から支払いを受ける上場株式等に係る配当等のうち、特例配当等については、申告不要配当特例等を適用することができるが、大口の個人株主が支払いを受ける配当等については、原則として、申告不要配当特例等を適用することができない。すなわち、大口の個人株主が保有する株式については、会社の経営に参画する持分としての事業参加的な性格が強いことから、その支払いを受

ける上場株式等の配当等は、金融所得として分離課税とすることは必ずしも適当ではなく、事業所得とのバランスを踏まえ、総合課税の対象とされている。

大口の個人株主か否かの判定は、その「個人」が3%以上保有しているかどうかで判定する。よって、大口の個人株主以外の個人株主であっても、議決権の過半数を保有して支配している法人を通じるなどして、持株割合を実質的に大口の個人株主と同等の3%以上とすることが可能である。

図表16 配当に係る課税の流れ



(出所) 国税庁「No.1331上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度」と会計検査院「令和2年度決算検査報告」759頁の図表1を基に櫛野村資産承継研究所にて作成

ハ 改正の概要

令和4年度税制改正大綱において、前述イの状況に対し、当該特殊関係個人株主と大口の個人株主との株主間の公平性を確保するために、以下の①、②の観点について、以下のとおり改正された。これらは令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等について適用される。

① 配当等の受領者に対する規制

内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当等で、その支払いを受ける個人(以下「対象者」という。)及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人の持株割合が3%以上となるときにおけるその対象者が支払いを受けるものを、総合課税の対象とする。

② 配当等の支払者に対する規制

上記①の措置を適正に執行するため、上場株式等の配当等の支払いをする内国法人は、その配当等の支払いに係る基準日においてその持株割合が1%以上となる対象者の氏名、個人番号等を記載した報告書を、その配当等の支払いの確定した日から1月以内に、所在地の税務署長に提出しなければならないこととする。

③ 改正の影響

上記①に「その対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人」とあるが、当該同族会社に法人税法上の同族会社(法法20)の規定を準用するのか等、当該改正の適用範囲に関しては引き続き注視する必要がある。【八木 健裕】

(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

イ 改正の背景

上場株式等の配当所得等に対しては、所得税と個人住民税が課されるが、例えば、上場株式等の配当所得については前述の図表16で示したとおり、その課税方式には、総合課税方式、申告分離課税方式、申告不要方式の3つの課税方式がある。申告不要方式を選択する場合は、所得税の支払いの際に所得税15.315%（復興特別所得税含む）及び個人住民税5%が源泉徴収され、それだけで納税が完結するため、一般的には申告不要とする場合が多いと考えられる。しかし、一定の所得水準以下の納税者にとって、所得税については、総合課税方式の累進税率の方が有利な場合があり、総合課税方式を選択して確定申告をする場合がある。

一方で、個人住民税については、所得水準にかかわらず申告不要を選択した方が納税上有利（図表17参照）であり、加えて総合課税又は申告分離課税を選択する場合、社会保険料等が上がってしまうことがある。

現行制度では、上場株式等の配当所得等について、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択できる状態であるため、上記のケースに該当する納税者は、所得税については確定申告（総合課税）をする一方で、個人住民税に関して申告不要を選択するケースが多いと考えられる。これにより、個人住民税の課税方式としての申告不要の選択が増加すると、地方自治体の収入は減少するばかりか、同じ納税者に対して国と地方自治体で把握する所得の乖離が大きくなってしまいう問題がある。

図表17 上場株式等の配当所得に対する個人住民税の税率比較

課税総所得金額等	総合課税			税負担の比較	申告不要 (源泉徴収税率)
	A.住民税率 ※1	B.配当 控除率※1	C.実質 税負担率 (A-B)		
1,000万円以下	10%	-2.8%	7.2%	>	5%
1,000万円超	10%	-1.4%	8.6%		

※1 道府県民税と市町村民税の税率を合計しております。

ロ 改正前の制度の概要

平成29年度税制改正において、上場株式等の配当所得等について、所得税と個人住

民税とで異なる課税方式を選択できることが地方税法において明確化された。具体的には、所得税の確定申告書と個人住民税の

申告書の両方が提出された場合において^{*30}、個人住民税における上場株式等の配当等について、必ずしも所得税の確定申告書を優先して課税方式を決定するのではなく、個人住民税の申告書に記載された事項その他の事情を勘案して決定することができることとした。このように、令和2年分の所得（令和3年の確定申告）までは、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択するためには、所得税の確定申告とは別に、市区町村に個人住民税の申告書を提出する必要があった。

しかし、別途個人住民税の申告書を提出することは事務負担が重い等の声があったことから、令和3年度の税制改正により、令和3年分の所得（令和4年の確定申告）からは、所得税の確定申告書に所定の事項を記載するのみで、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択できることが決定されていた。

ハ 改正の概要

令和4年度税制改正大綱において、前述イの問題に対し、以下のとおり改正された。これらは令和6年度以後の個人住民税について適用され、所要の経過措置が講じられる。

- 個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる。
- 上記に伴い、次の措置を講ずる。

- ・ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備を行う。
- ・ その他所要の措置を講ずる。

上記の改正により、従前、上場株式等の配当所得等について、所得税については総合課税で確定申告する一方、個人住民税を申告不要としていた納税者については、個人住民税や社会保険料等の負担が増加する可能性がある。すなわち、所得税について総合課税を選択すると、個人住民税も総合課税となり、当該配当所得等が個人住民税の総所得金額等や合計所得金額に含まれる結果、住民税額が増加するとともに、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料が増加したり、高齢者の医療機関窓口での自己負担割合が引き上げになることがあるので、留意して有利判定する必要がある。

【八木 健裕】

4 資産課税関係

(1) 財産債務調書制度等の見直し

イ 改正の背景

財産債務調書制度は、平成27年度税制改正において、国外財産調書^{*31}を参考として、所得税及び相続税の申告の適正性を確保する観点から、従来の財産債務明細書の見直しを行い、整備されたものである^{*32}。

^{*30} 通常は、所得税の確定申告書のみを提出することにより、個人住民税の申告書が提出されたものとみなされて申告実務は完了する（所得税と個人住民税で同様の課税方式を選択したことになる）が、別途に個人住民税の申告書も提出する場合が該当する。

^{*31} 居住者（「非永住者」を除く。）が、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する場合に提出を求められ、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載し、その年の翌年の3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければならない書類である（国外送金等調書法5）。当該書類の提出者であっても、財産債務調書の提出義務者であれば財産債務調書も提出することになる。

^{*32} 財務省ホームページ「平成27年度税制改正に関する資料（詳細）」27頁参照

この財産債務調書の現行の提出基準において、所得2,000万円以下の者は、仮に高額な資産を保有していたとしても提出義務がないことから、所得基準を充足しない高額資産保有者の資産の異動状況等を十分に把握できているとは言い難いという、適正な課税を確保する観点からの課題があった。また、現行の提出期限までに、保有財産の種類・数量・価額を正確に算出・記載することが困難であったり、記載省略の範囲について拡大する余地があると考えられるという、提出義務者の事務負担の軽減を図る観点からの課題もあった。

□ 改正前の制度の概要

現行の財産債務調書制度の提出義務者は、一定の内容を記載した財産債務調書を、提出期限までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国外送金等調書法」という。）6の2①）。ただし、提出期限後に財産債務調書が提出された場合でも、一定の場合には、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置がある（以下「宥恕措置」という。）。
 以下の①から④において、財産債務調書の提出義務者、提出期限、記載内容、宥恕措置に関して説明する。なお、②から④については、国外財産調書にも、同様の規定が設けられている。

① 提出義務者^{*33}

所得基準と財産基準の2つの基準が設

けられ、その2つを満たす者に財産債務調書の提出義務が課される。

所得基準は、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超える場合であり、また財産基準は、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の一定の有価証券等を有する場合である（国外送金等調書法6の2①本文）。

② 提出期限

財産債務調書は、その年の翌年の1月1日から3月15日までを期限として提出しなければならない。なお、その年の翌年3月15日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日までが期限となる（「国外送金等調書法（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い」5の2(2)、国通法10②）。

③ 記載内容

財産債務調書には、提出者の氏名、住所（又は居所等）及びマイナンバー（個人番号）のほか、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載する。ただし、「その他の動産」に区分される財産については、提出義務者の事務負担を軽減する観点から、一個又は一組の価額が10万円未満のものについては、財産債務調書への記載を要しないこととされている（国外送金等調書法6の2①、国外送金等調書法施行規則15①、別表第3(14)）。

この点、「その他の動産」に区分され

^{*33} 従前、財産債務調書の提出義務者について所得税確定申告書の提出義務者か否かの判断もあったが、令和4年1月1日以降、所得税の申告義務の見直しに伴い提出義務がなくなる者（所法120①、122①）についても、後述する所得基準や財産基準で財産債務調書の提出義務の判定が必要となるため、提出義務者の要件から割愛している。

る家庭用動産のうち、一個又は一組の取得価額が100万円未満のものについては、その動産の12月31日における見積価額が10万円未満のものであると取り扱って差し支えないこととされているので^{*34}、その動産については、財産債務調書への記載を要しないこととなる。

④ 宥恕措置

提出期限後に財産債務調書が提出され、かつ、修正申告等があった場合において、その提出が、調査があったことにより所得税又は相続税の更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなして、財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例を適用する（国外送金等調書法6の3③、同6⑥。）。

ハ 改正の概要

図表18のように、令和4年度税制改正大綱において、前述イの適正な課税を確保する観点又は提出義務者の事務負担の軽減を図る観点から、前述□①から④について、以下のとおり改正された。なお、②から④の改正は、国外財産調書にも適用される。また、適用時期について、①から③が令和5年分以後の対象となる調書について、④で対象となる調書が令和6年1月1日以後に提出される場合について、それぞれ適用される。

① 提出義務者

財産債務調書の現行の提出義務者の他、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者も財産債務調書の提出義務者とする。

② 提出期限

財産債務調書の提出期限をその年の翌年の6月30日とする。

③ 記載内容

財産債務調書への記載を要しないこととなる「その他の動産」に区分される家庭用動産の取得価額の要件を、一個又は一組の取得価額300万円未満に引き上げる。そのほか、財産債務調書の記載事項について運用上の見直しを行う。

④ 宥恕措置

提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなして、財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例を適用する。

⑤ 改正の影響

今回の改正により、所得が発生していない又は損益通算により上記所得基準を満たしていなかった富裕層でも、年末における財産の価額次第で財産債務調書の提出義務者となる。

^{*34} 「国外送金等調書法（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い」6の2-9（12）注書参照

図表18 財産債務調書制度等の見直し

変更点	現行制度	改正内容
①提出義務者 (財産債務調書のみ) 	所得基準：2,000万円超 かつ 財産基準：財産3億円以上 又は 有価証券等1億円以上	財産基準：財産10億円以上 (所得基準なし)
②提出期限 (財産債務調書及び 国外財産調書) 	その年の翌年の3月15日	その年の翌年の6月30日
③記載内容 (財産債務調書及び 国外財産調書) 	「その他の動産」に区分される家庭用動産で一個又は一組の取得価額が100万円未満の場合、当該資産は記載を要しない	左記資産の取得価額要件を一個又は一組の取得価額300万円未満へ引き上げ
④宥恕措置 (財産債務調書及び 国外財産調書) 	その提出が調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合、期限後提出されたとしても、期限内提出されたものとみなして財産債務又は国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例を適用	左記措置は調査通知前に提出されたものに限る

(出所) 令和4年度税制改正大綱86、87頁を基に(株)野村資産承継研究所にて作成

【八木 健裕】

(2) 法人版事業承継税制の特例制度における特例承継計画の提出期限延長

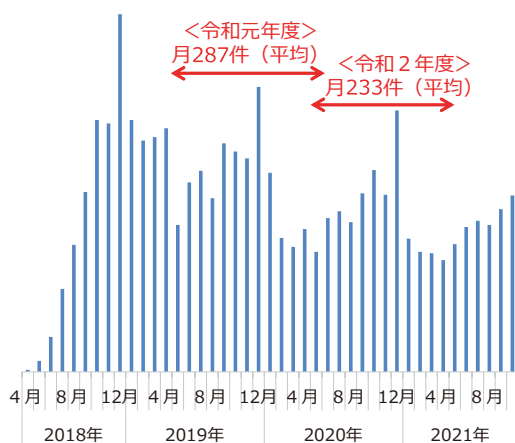
イ 改正の背景

非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予及び免除制度（措法70の7～70の7の4）は、平成21年に中小企業の事業承継を支援する目的により導入された。しかし、同制度は複雑で一部納税負担もあることから、利用者が増加しないことを受けて、同制度の特例制度（措法70の7の5～70の7の8）（以下「法人版事業承継税

制の特例制度」という。）が平成30年に導入された。これにより、適用対象株式数が全株式まで、猶予税額（相続税）も全額まで拡大されたことで、申請件数が大幅に増加した。

法人版事業承継税制の特例制度の導入後、毎年要件及び手続きの緩和が図られていたが、次の図表19のとおり令和2年（2020年）以降、同制度の申請件数が減少している。

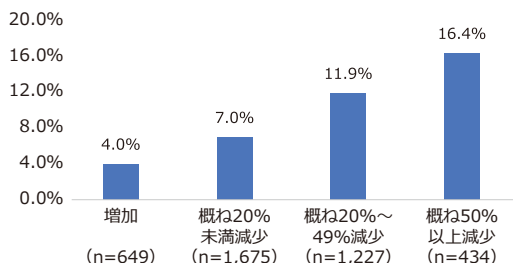
図表19 特例承継計画の提出件数の推移



(出典) 経済産業省「令和4年度経済産業関係 税制改正について」令和3年12月

この申請件数の減少は、コロナ禍の影響を非上場会社が受けたことにより、事業承継よりも本業を優先せざるを得ない状況であったことが原因で起きている。特にコロナ禍の影響で売上が減少した事業者ほど、次の図表20のとおり、事業承継を後ろ倒しにする傾向があったことが分かっている。

図表20 コロナ禍の影響による売上増減率と事業承継時期変更（後ろ倒し）



(出典) 日本商工会議所「事業承継と事業再編・統合の実態に関するアンケート」調査結果 (2021年3月5日) 8頁

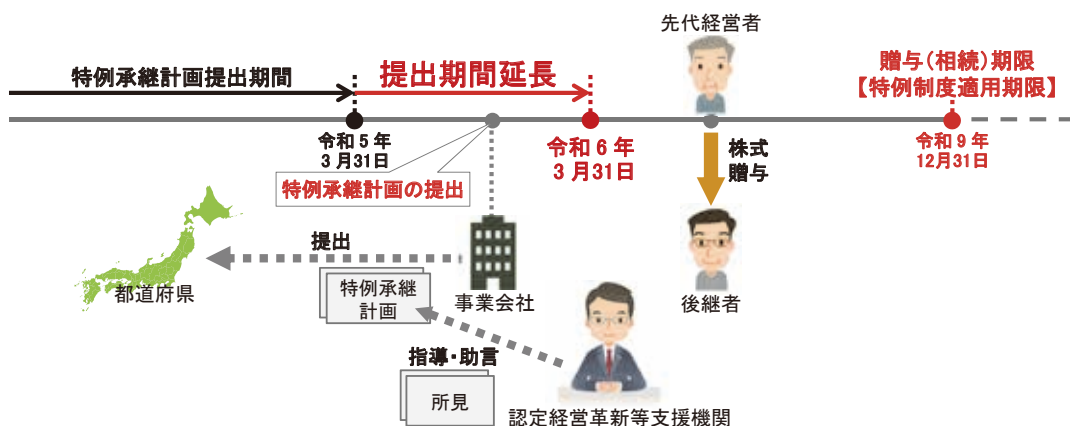
このような状況を受けて、法人版事業承継税制の特例制度を適用するための前提となる「特例承継計画」の提出期限が迫ってきており、コロナ禍を原因として期限内に計画書の申請を行うことが難しいとの要望もあり、令和4年度税制改正大綱では、特例承継計画の提出期限が延長されることとなった。

改正前の制度の概要と改正概要

特例承継計画とは、会社の経営を確実に承継するための具体的な計画（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」という。）施行規則16一柱書）のことをいい、会社の事業内容や先代経営者（贈与者）の氏名、後継者（受贈者）となる者の氏名、先代経営者から後継者へ株式を贈与する前後の経営の計画等を記載した書類である。

現行制度において、後継者が法人版事業承継税制の特例制度の適用を受けるためには、会社がこの特例承継計画を令和5年3月31日までに都道府県に提出し、都道府県知事の確認を受けておくことが必要であった（円滑化法施行規則17①・②）。この提出期限が、上記(1)の背景を受けて今回の改正により、令和6年3月31日まで延長されることとなった（図表21参照）。

図表21 特例承継計画の全体像



なお、特例承継計画は、贈与実行又は相続発生の前提出することが求められていないため、令和6年3月31日までであれば、贈与実行後又は相続発生後に特例承継計画を提出することが可能である^{*35}。

ハ 留意点と今後の展望

今回の改正では、特例承継計画の提出期限が延長されたが、法人版事業承継税制の特例制度の適用期限は延長されていない。このため、令和9年12月31日までに先代経営者から後継者へ行った贈与に限り同制度を適用することができる点は従来のままである。この適用期限については、令和4年度税制改正大綱において、「日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるために事業承継を集中的に進めるための時限措置としていることを踏まえ、令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。事業承継を検討している中小企業経営者の方々には、適用期限が到来

することを見据え、早期に事業承継に取り組むことを強く期待する。」とされている。

以上を踏まえ、法人版事業承継税制の特例制度の適用を検討されている方は、今後も適用期限の延長は見込まれないものとして、事業承継を予定していく必要がある。

【村上 裕樹】

5 住宅取得関係等

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の見直し

イ 改正の背景と改正前の制度概要

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（以下「住宅ローン控除」という。）とは、個人が居住用家屋の取得等をして、これらの家屋を一定の期間内に居住の用に供した場合に、当該住宅の取得等に係る一定の借入金又は債務を有するときは、当該居住の用に供した日の属する年以降、各年分の所得税の額から、一定額の特別控除を受けられる制度である（措法41）。

^{*35} 贈与実行後の提出も可能であるが、実際に贈与した場合、特例承継計画はどんなに遅くとも円滑化法の認定申請書と同時に提出する必要がある点に留意が必要である。

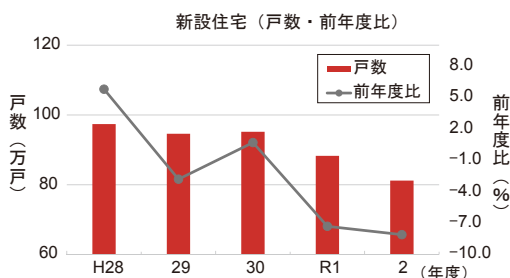
本制度は昭和61年に導入されて以降、数多くの改正を経て現行の制度となっている。最近では、平成31年（令和元年）度税制改正において、同年10月から開始した消費税率10%への引き上げに伴う反動減対策として、引き上げ後の消費税が課される住宅（主に新築住宅）が優遇される改正がなされていた。その後、令和3年度税制改正で、コロナ禍中での住宅建設の遅延対応、住宅投資の促進といった観点から、一定の場合に控除期間が延長され家屋要件を緩和する措置が取られている。しかし、かかる改正の甲斐なく、昨年度の民間住宅投資はコロナ禍で大幅に減少しており（図表22）、引き続き内需の柱たる住宅投資の促進が求められる状況にあった。

その一方で、既存制度が設定する1%の控除率について、これを下回る金利で住宅ローンを借り入れているもの、すなわち逆ザヤが生じている場合が78.1%に上っており、住宅ローン控除特例が必ずしも必要最小限のものとなっていないといった会計検査院からの指摘がなされていた^{*36}。

□ 改正の概要

上記のような背景のもと、令和4年度税制改正大綱では、概要、図表23のとおりの内容で、適用期間を4年間延長することとし、令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合についても本制度の適用を受けられることとされた。以下、①控除額を区別する住宅種別、②控除額等、③確定申告手続等の簡略化について解説する。

図表22 新設住宅着工戸数推移



（出所）国土交通省「建築着工統計調査報告（令和2年度計）」を筆者加工

^{*36} 会計検査院からの指摘自体は平成30年度にはなされており、令和3年度税制改正大綱においても逆ザヤの問題については、令和4年度に対応する旨が宣言されていた。同指摘によれば、住宅ローンの借入金利ごとの構成割合は、1.0%以上：21.8%、0.7%以上1.0%未満：42.7%、0.7%未満：35.3%となっている。

図表23 住宅ローン控除の改正比較表

	①		②						③
	住宅種別		所得要件	控除率	借入限度額 (年末残高)	控除期間	住民税からの 控除上限	最大控除額	確定申告手続等
現行	主に 新築住宅 ※1	認定住宅	3,000万円 以下	1 %	5,000万円	10年間 ※3	136,500円／年 (前年度課税 所得×7 %)	500万円※3	確定申告等の際 に借入金の年末 残高証明書等の 提出が必要
		一般住宅			4,000万円			400万円※3	
	主に 中古住宅	一般住宅			2,000万円			200万円	
改正 ※2	新築住宅 等	認定住宅	2,000万円 以下	0.7%	5,000万円	13年間	97,500円／年 (前年度課税 所得×5 %)	455万円	(令和5年1月 1日以降に居住 を開始する家屋 について) 年末残高証明書 等の提出が原則 不要
		ZEH水準省エネ			4,500万円			409.5万円	
		省エネ基準適合			4,000万円			364万円	
		一般住宅			3,000万円			273万円	
	中古住宅 等	認定住宅等			3,000万円	10年間		210万円	
		一般住宅			2,000万円	10年間		140万円	

※1 消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等の場合をいう。改正後は、消費税等の適用による区別ではないため「新築住宅等」に表中の呼称を変更しているが、改正前と大きな差異はない。

※2 上記の記載は令和4年1月から令和5年12月に居住を開始した場合についての改正内容であり、令和6年以降に居住を開始する場合には、借入限度額が減少し、現行制度に比べ最大控除額はさらに減少するほか、適用対象が一部限定される改正内容となっている。

※3 消費税等の税率10%で取得し、所定の期間に契約・入居した場合には13年間の控除期間となり、最大控除額が新築認定住宅は600万円、新築一般住宅は480万円となる。

① 住宅種別について

まず、住宅種別については、消費税の課税如何による控除額の切り分けが終了し、住宅の取得等が新築住宅等^{*37}か否かという指標により区別されることとなった。そして、新築住宅等のうち、既存の「認定住宅」、「一般住宅」という住宅区分に加えて、カーボンニュートラル実現の政策的観点から、「ZEH水準省エネ住宅」、「省エネ基準適合住宅」という新たな住宅種別に応じて、省エネ住宅を優遇するかたちで控除額に傾斜が付けられることとなった。また、従前の制度では、

中古住宅等について、原則20年以内の築年数要件が課されていたが、改正により、新耐震基準に適合している住宅用家屋であることに変更されている^{*38}。

② 控除額等

新築住宅等について、控除期間は13年間に延長されることとなったが、上記の会計検査院の指摘を受けて、控除率は1%から0.7%と大きく減らすこととなった。なお、控除率を0.7%としても、それを下回る支払利息額の住宅ローンについて逆ザヤが生じてしまう事態は解消しきれないところではあるが、その点は住宅ローン控除制度の簡素性を意識したも

^{*37} 具体的には「居住用家屋の新築、居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得又は宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の居住用家屋の取得である場合」か「それ以外の既存住宅の取得又は住宅の増改築等」かにより区別される。もっとも従前の消費税の課税如何による区別と大きな差は生じないと考えられる。

^{*38} 登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなされることから、原則20年以内とする従前の築年数要件のもとでは適用対象外となっていた中古住宅等が大幅に含まれることになり、実質的に要件を緩和する内容の改正となっている。

のと思われる。また、所得要件が従前の「3,000万円以下」の基準から2,000万円以下に引き下げられることとなり、富裕層への課税強化の姿勢がみられるところである。以上の控除額等の改正による最大控除額の変化は図表23のとおりであり、制度全体としては縮小するかたちとなった。

③ 確定申告手続等の簡略化

住宅ローン控除を利用した際の、各年分の最大控除額は、年末の借入金残高等により決定されること、従前の手続では、制度利用者が確定申告や年末調整の際に逐一借入金の年末残高証明書を提出等しなければならなかった。しかし、令和4年度の改正により、債権者側に借入金額等を記載した調書を作成・提出させる管理方法に改められることとなり、令和5年1月1日以降に入居する場合を対象として、令和6年1月1日以降に行う確定申告について、制度利用者は年度末残高証明書等の提出が原則として不要とされた。

【竹川 靖之】

(2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

イ 改正の背景

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受

けた場合の贈与税の非課税措置とは、子や孫が住宅の取得等をする際に、その資金を直系尊属から贈与された場合に、一定額まで、贈与税を非課税とする制度であり、内需の柱たる住宅投資の促進が制度の主眼である（措法70の2）。

本制度についても、住宅ローン控除と同様に、消費税引き上げに伴う反動減対策として、引き上げ後の消費税が課税される住宅取得等か否かに応じた要件設定がなされていたが、反動減対策の終了に伴う改正が行われた。

ロ 改正前の制度の概要

現行制度では、引き上げ後の消費税が課税される住宅取得等については、そうでない場合に比べて非課税限度額を500万円上乘せするかたちで消費税引き上げの反動減対策が取られていた。また、受贈者の年齢要件として、20歳以上であることとされていた。

ハ 改正の概要

本改正では、令和3年12月31日で終了が予定されていた制度の適用期限を2年延長し令和5年12月31日までとし、500万円上乘せの消費税引き上げの反動減対策が終了したほか、民法改正による成人年齢の引き下げに応じて、同法が施行される令和4年4月1日より、受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上とされた。

図表24 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の改正比較

変更点	現行制度			改正内容	
非課税限度額	省エネ等住宅	主に新築住宅※ ¹	1,500万円	省エネ等住宅	1,000万円
		主に中古住宅※ ²	1,000万円		
	その他の住宅	主に新築住宅	1,000万円	その他の住宅	500万円
		主に中古住宅	500万円		
築年数要件	原則20年以内			新耐震基準に適合していること	
受贈者の要件	20歳以上			18歳以上	

※1 消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等をいう。

※2 ※1以外の住宅用家屋の新築等をいう。

また、住宅ローン控除では、「ZEH水準省エネ住宅」等、省エネ住宅につき新たに設けられた種別ごとの細かな傾斜が設定されたが、本制度においては従前同様、省エネ等住宅（「耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋」）とその他の住宅に区別されている。

なお、中古住宅について、住宅ローン控除の改正と同様に、従前は築年数20年以内の要件が課されていたが、新耐震基準に適合した住宅の用に供する家屋であることに変更されている。

【竹川 靖之】

(3) 土地に係る固定資産税の負担調整措置の特例

イ 改正の背景

固定資産税の税額の基準となる評価額は、3年に1度ごとに更新されており、令和3年度が評価替えの年にあたる（評価そのものは、評価替えの年の前年（令和2年）1月1日を基準日とする）。そして、令和2年1月1日の基準日までに公示価格の全国平均はインバウンド需要や景気回復の影響を受けて3年連続で上昇する状況（図表25）であった一方で、基準日の直後である令和2年の初頭より我が国でも新型コロナウイルスの感染が拡大し、景気悪化が懸念されていた。

図表25 全国の地価公示価格推移

	全用途平均				住宅地				商業地			
	H30 公示	H31 公示	R 2 公示	R 3 公示	H30 公示	H31 公示	R 2 公示	R 3 公示	H30 公示	H31 公示	R 2 公示	R 3 公示
全 国	0.7	1.2	1.4	▲0.5	0.3	0.6	0.8	▲0.4	1.9	2.8	3.1	▲0.8
三大都市圏	1.5	2.0	2.1	▲0.7	0.7	1.0	1.1	▲0.6	3.9	5.1	5.4	▲1.3
東 京 圏	1.7	2.2	2.3	▲0.5	1.0	1.3	1.4	▲0.5	3.7	4.7	5.2	▲1.0
大 阪 圏	1.1	1.6	1.8	▲0.7	0.1	0.3	0.4	▲0.5	4.7	6.4	6.9	▲1.8
名古屋圏	1.4	2.1	1.9	▲1.1	0.8	1.2	1.1	▲1.0	3.3	4.7	4.1	▲1.7
地 方 圏	0.0	0.4	0.8	▲0.3	▲0.1	0.2	0.5	▲0.3	0.5	1.0	1.5	▲0.5
地方四市	4.6	5.9	7.4	2.9	3.3	4.4	5.9	2.7	7.9	9.4	11.3	3.1
そ の 他	▲0.5	▲0.2	0.1	▲0.6	▲0.5	▲0.2	0.0	▲0.6	▲0.4	0.0	0.3	▲0.9

(出所) 国土交通省「令和3年地価公示の概要」を一部筆者加工

そのような経緯から、令和3年度税制改正では、納税者の固定資産税の負担に配慮して、後述する負担調整措置について特例が創設され、地価が上昇した土地についても、令和3年度限りで課税標準額を前年度と同額に据え置くという対策が取られた。

令和3年度税制改正以降、国内における新型コロナウイルスの感染は一定の落ち着きを見せつつあるものの、海外では、なおも感染が拡大する国がある等、予断を許さない状況の中、地方自治体の重要な税源である固定資産税について令和4年度税制改正の内容に注目が集まっていた。

□ 改正前の制度の概要

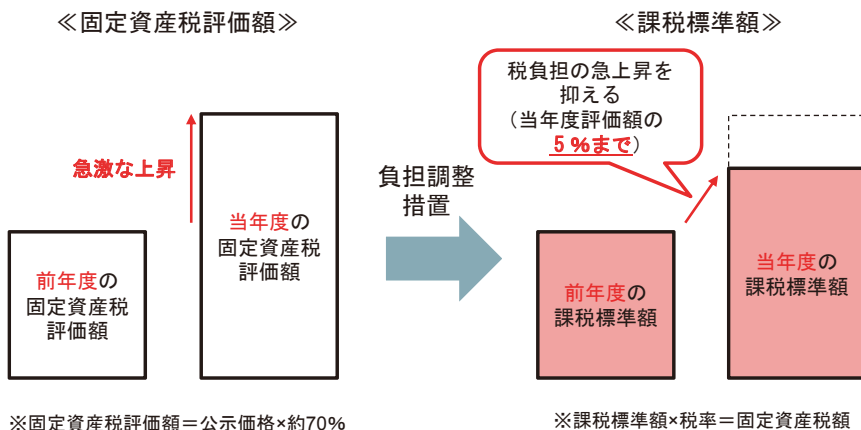
① 負担調整措置について

固定資産税の課税標準は、「適正な時価」によることとされている（地方税法349①、341五）。ここでの「適正な時価」の前提となる固定資産税評価額について、バブル期に生じた地域ごとの地価の格差を契機として、平成6年度の評価替え以降、当面は公示価格の7割程度とする運

用が導入されている。さらに、評価方法を一律化したことにより、地域によっては固定資産税額が急騰する事態が想定されたため、これを回避すべく、固定資産税評価額が上昇する土地については、段階的に固定資産税額を上昇させていく負担調整措置が取られることとなった。

負担調整措置の具体的な内容としては、例えば、商業地等であれば、前年と比べて地価が下落した場合、固定資産税評価額の7割が課税標準額とされ（公示価格との関係でいえば、上記のとおり固定資産税評価額は公示価格の7割とされるため、さらにその7割の49%程度が課税標準額となる）、地価が大きく上昇した場合には、固定資産税評価額の6割を上限に、前年度課税標準額に当年度の評価額の5%を加算した額が課税標準額とされる（図表26。なお、地価の上昇幅が小さい場合には本来の課税標準額により算定される。）。

図表26 負担調整措置イメージ



② 令和3年度税制改正の特例の内容

令和3年度税制改正では、まず、導入以降3年ごとに適用期間が延長されていた負担調整措置について、従前どおりこれを令和5年まで延長するとともに、上述のとおり、令和3年度限りで課税標準額を前年度と同額に据え置く措置が取られた。

ハ 改正の概要

令和4年度税制改正では、前年度据え置きではないものの、商業地に限定して、固定資産税の上昇を一部抑える特例が設けられることとなった。

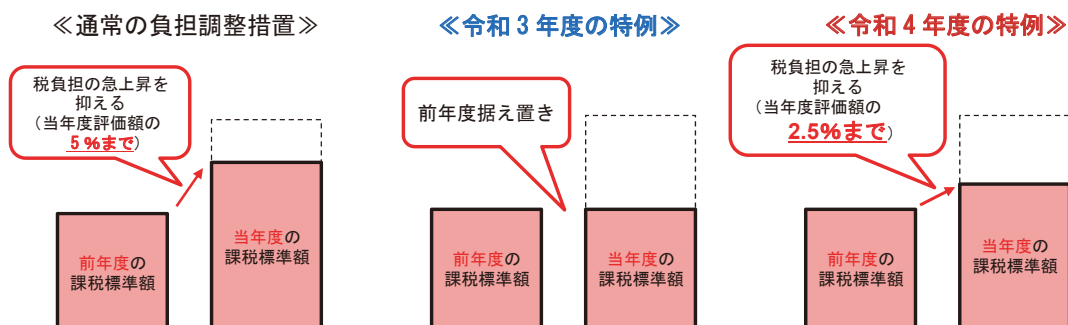
具体的には、負担調整措置のもと、本来であれば、地価が上昇した商業地等につい

て、前年度課税標準額に当年度評価額の5%を加算した額が当年度の課税標準額とされるところ、加算額を評価額の2.5%までに抑えることとされた（ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。）。改正内容のイメージは、図表27のとおりである。

なお、本改正については、令和4年度に限定された措置であり、商業地等のみを対象としている^{*39}ことに留意が必要である。新型コロナウイルスの感染拡大と、景気後退の影響が大きい商業地等の状況に鑑みて、的を絞った対策を講じたものと思われる。

^{*39} 本改正の対象外となった住宅地については、直近の評価基準日（令和2年1月1日）まで公示価格は全国平均3年連続で上昇していることから（図表25）、令和4年度の固定資産税については、多くの地域で上昇が見込まれる。

図表27 土地に係る固定資産税の負担調整措置の特例イメージ



【竹川 靖之】

村上 裕樹 (むらかみ・ひろき) 野村資産承継研究所 主任研究員	◆経歴 新日本有限責任監査法人(現:EY新日本有限責任監査法人)を経て、現職 公認会計士・税理士 ◆現職 株式会社野村資産承継研究所 研究部二課長 早稲田大学大学院会計研究科 非常勤講師 ◆雑誌寄稿 税理2017年3月臨時増刊号『非上場株式の評価ガイドブック』(ぎょうせい) 税理2018年4月臨時増刊号『新税制対応 事業承継対策ガイドブック』(ぎょうせい) ◆共著 『資産・事業承継対策の現状と課題』(大蔵財務協会) 『新株式評価通達対応 非上場株式の評価ガイドブック』(ぎょうせい) 『事業承継対策ガイドブック』(ぎょうせい) 『Q & A 贈与税・相続税の事業承継税制の実務詳解』(大蔵財務協会)
◆経歴 2007年に新日本監査法人(現・EY新日本有限責任監査法人)入所、 2016年に辻・本郷税理士法人入所。途中、株式会社みずほ銀行出向を経て、 2018年10月より現職。公認会計士。 ◆現職 株式会社野村資産承継研究所 主任研究員 ◆共著 『医療法人の法律・会計・税務』(大蔵財務協会)	八木 健裕 (やぎ・たけひろ) 野村資産承継研究所 主任研究員
竹川 靖之 (たけかわ・やすゆき) 野村資産承継研究所 主任研究員	◆経歴 2016年弁護士登録 企業法務を中心に弁護士業務に従事したのち、現職(現在は弁護士登録抹消) ◆現職 株式会社野村資産承継研究所 主任研究員
◆経歴 EY新日本有限責任監査法人を経て、現職 公認会計士 ◆現職 株式会社野村資産承継研究所 主任研究員	藤井 貴子 (ふじい・たかこ) 野村資産承継研究所 主任研究員